

ID: 427

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 都市整備課

処分の概要	清算金の納付期限延長の承認														
例 規 名 根 拠 条 項	阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第二種市街地再開発事業の施行に関する条例 第16条第1項ただし書														
例 規 番 号	平成30年条例第25号														
【根拠条文】 (清算金の分割徴収) 第16条 市長は、法第118条の24第2項において準用する法第106条第1項の規定により清算金を分割徴収する場合において、その徴収すべき清算金の総額が10万円以上であるときは、第1回の納付期限の翌日から起算して清算金の額に応じ、次の表に定めるところにより分割徴収することができる。ただし、清算金を納付する者の資力が乏しいため、当該清算金を同表に定めるところにより納付することが困難であると認めるときは、当該清算金の最終回の納付期限を10年の範囲内において延長することができる。 <table><tr><th>徴収すべき清算金の総額</th><th>分割徴収の最終回の納付期限</th></tr><tr><td>10万円以上20万円未満</td><td>1年以内</td></tr><tr><td>20万円以上30万円未満</td><td>2年以内</td></tr><tr><td>30万円以上40万円未満</td><td>3年以内</td></tr><tr><td>40万円以上50万円未満</td><td>4年以内</td></tr><tr><td>50万円以上</td><td>5年以内</td></tr></table> 2 前項の規定により清算金の分割納付を希望する者は、前条の規定による通知のあった日から2週間以内に市長にその旨を申し出て、承認を受けなければならない。 3 市長は、第1項の規定により清算金を分割徴収する場合においては、毎回の徴収金額及び納付期限を定め、清算金を納付すべき者に通知するものとする。 4 市長は、清算金を分割納付する者が分割納付に係る納付金を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰上げて徴収することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。				徴収すべき清算金の総額	分割徴収の最終回の納付期限	10万円以上20万円未満	1年以内	20万円以上30万円未満	2年以内	30万円以上40万円未満	3年以内	40万円以上50万円未満	4年以内	50万円以上	5年以内
徴収すべき清算金の総額	分割徴収の最終回の納付期限														
10万円以上20万円未満	1年以内														
20万円以上30万円未満	2年以内														
30万円以上40万円未満	3年以内														
40万円以上50万円未満	4年以内														
50万円以上	5年以内														
標準処理期間	15日														
備考															
設 定 年 月 日	平成 31 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日												

ID: 428

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 都市整備課

処分の概要	清算金の分割徴収の承認														
例 規 名 根 拠 条 項	阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第二種市街地再開発事業の施行に関する条例 第16条第2項														
例 規 番 号	平成30年条例第25号														
【根拠条文】 (清算金の分割徴収) 第16条 市長は、法第118条の24第2項において準用する法第106条第1項の規定により清算金を分割徴収する場合において、その徴収すべき清算金の総額が10万円以上であるときは、第1回の納付期限の翌日から起算して清算金の額に応じ、次の表に定めるところにより分割徴収することができる。ただし、清算金を納付する者の資力が乏しいため、当該清算金を同表に定めるところにより納付することが困難であると認めるときは、当該清算金の最終回の納付期限を10年の範囲内において延長することができる。 <table><tr><th>徴収すべき清算金の総額</th><th>分割徴収の最終回の納付期限</th></tr><tr><td>10万円以上20万円未満</td><td>1年以内</td></tr><tr><td>20万円以上30万円未満</td><td>2年以内</td></tr><tr><td>30万円以上40万円未満</td><td>3年以内</td></tr><tr><td>40万円以上50万円未満</td><td>4年以内</td></tr><tr><td>50万円以上</td><td>5年以内</td></tr></table> 2 前項の規定により清算金の分割納付を希望する者は、前条の規定による通知のあった日から2週間以内に市長にその旨を申し出て、承認を受けなければならない。 3 市長は、第1項の規定により清算金を分割徴収する場合においては、毎回の徴収金額及び納付期限を定め、清算金を納付すべき者に通知するものとする。 4 市長は、清算金を分割納付する者が分割納付に係る納付金を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰上げて徴収することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。				徴収すべき清算金の総額	分割徴収の最終回の納付期限	10万円以上20万円未満	1年以内	20万円以上30万円未満	2年以内	30万円以上40万円未満	3年以内	40万円以上50万円未満	4年以内	50万円以上	5年以内
徴収すべき清算金の総額	分割徴収の最終回の納付期限														
10万円以上20万円未満	1年以内														
20万円以上30万円未満	2年以内														
30万円以上40万円未満	3年以内														
40万円以上50万円未満	4年以内														
50万円以上	5年以内														
標準処理期間	15日														
備考															
設 定 年 月 日	平成 31 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日												

ID: 429

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 都市整備課

処分の概要	延滞金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第二種市街地再開発事業の施行に関する条例 第17条第2項		
例 規 番 号	平成30年条例第25号		
【根拠条文】 (延滞金) 第17条 市長は、法第118条の24第2項において準用する法第106条第2項の規定により督促を受けた者がその督促状において指定した期日までにその納付すべき金額を納付しないときは、法第118条の24第2項において準用する法第106条第3項の規定により延滞金を徴収するものとする。 2 市長は、前項の延滞金を徴収する場合において、督促を受けた者が納付しないことについて規則で定める理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該延滞金を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第二種市街地再開発事業の施行に関する条例施行規則第17条の規定による。 (延滞金の減免) 第17条 条例第17条第2項に規定する規則に定める理由があると認める場合は、次のいずれかに該当するときとする。 (1) 震災、風水害、落雷、火災若しくはこれらに類する災害を受け、又は資産を盗まれたとき。 (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けたとき。 (3) 休業、廃業、失業、病気又は負傷その他の事情により生活が困難となったとき。 (4) 納付すべき者の責めに帰すことができない理由により、徴収決定通知書又は督促状送達の実状を知ることができなかつたとき。 (5) その他特別な事情があると認められるとき。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 31 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日